



発行 東京都

目次

告示

- 特定計量器定期検査の実施 (五件) ……………
- …………… (生活文化局計量検定所検査課) ……
- 家畜人工授精師の登録 ……………
- …………… (産業労働局農林水産部農業振興課) ……
- 港湾施設の変更 ……………
- …………… (港湾局港湾経営部経営課) ……
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請 ……
- …………… (生活文化局都民生活部地域活動推進課) ……
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請 ……………
- …………… (同) ……
- 開発行為に関する工事を完了 ……………
- …………… (都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課) ……

告示

● 東京都告示第千六百五十八号  
計量法 (平成四年法律第五十一号) 第十九条第一項及び  
第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則 (平成五年  
通商産業省令第七十号) 第三十九条第一項の規定により、  
特定計量器 (皮革面積計を除く。) の定期検査を次のとお  
り実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示

する。

平成二十六年十二月十二日

東京都計量検定所長 戸 谷 嘉 孝

一 検査地域 墨田区

二 検査対象  
非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの (分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日

平成二十七年一月十四日から同年三月十七日まで (東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。)

四 検査場所

(一) 特定計量器 (皮革面積計を除く。) の所在の場所において、東京都計量検定所及び指定定期検査機関が検査を実施する。

(二) のほか、東京都計量検定所 (江東区新砂三丁目三番四十一号) において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

五 指定定期検査機関

一般社団法人東京都計量協会

● 東京都告示第千六百五十九号  
計量法 (平成四年法律第五十一号) 第十九条第一項及び  
第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則 (平成五年  
通商産業省令第七十号) 第三十九条第一項の規定により、  
特定計量器 (皮革面積計を除く。) の定期検査を次のとお  
り実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示

平成二十六年十二月十二日

東京都計量検定所長 戸 谷 嘉 孝

一 検査地域 杉並区

二 検査対象  
非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの (分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日

平成二十七年一月十四日から同年三月二十日まで (東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。)

四 検査場所

(一) 特定計量器 (皮革面積計を除く。) の所在の場所において、東京都計量検定所及び指定定期検査機関が検査を実施する。

(二) のほか、東京都計量検定所 (江東区新砂三丁目三番四十一号) において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

五 指定定期検査機関

一般社団法人東京都計量協会

● 東京都告示第千六百六十号  
計量法 (平成四年法律第五十一号) 第十九条第一項及び  
第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則 (平成五年  
通商産業省令第七十号) 第三十九条第一項の規定により、  
特定計量器 (皮革面積計を除く。) の所在場所定期検査を  
次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十  
一条第二項の規定により告示する。

平成二十六年十二月十二日

東京都計量検定所長 戸 谷 嘉 孝

一 検査地域 墨田区、世田谷区及び杉並区

二 検査対象

非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラムを超え二トン以下のもの及び同一の事業所で併せて使用する二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む)。以下「検査対象物」という。ただし、ひょう量が二トンを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日

平成二十七年一月十三日から同年三月三十一日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所

特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所

五 指定定期

一般社団法人東京都計量協会の名称

●東京都告示第千六百六十一号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十六年十二月十二日

東京都計量検定所長 戸 谷 嘉 孝

一 検査地域 墨田区

二 検査対象

非自動はかりであつて、ひょう量が二トンを超えるもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二トン以下のもの(分銅

及びおもりを含む。)

三 検査期日

平成二十七年一月十三日から同月三十日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所

特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所

五 指定定期

一般社団法人東京都計量協会の名称

●東京都告示第千六百六十二号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十六年十二月十二日

東京都計量検定所長 戸 谷 嘉 孝

一 検査地域 江東区

二 検査対象

非自動はかりであつて、ひょう量が二トンを超えるもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二トン以下のもの(分銅及びおもりを含む。)

三 検査期日

平成二十七年二月二日から同年三月三十一日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所

特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所

五 指定定期

一般社団法人東京都計量協会

検査機関の名称

●東京都告示第千六百六十三号

家畜改良増殖法施行細則(昭和二十六年東京都規則第九十七号)第十四条の規定により、次の者を家畜人工授精師名簿に登録した。

平成二十六年十二月十二日

東京都知事 外 添 要 一

免許番号 免許年 住所 氏名 家畜の種類及び業務の別

第七百九十四号	平成二十六年十二月一日	東京都練馬区北町一丁目三七番七号	内田 幸希	牛	家畜人工授精の業務
---------	-------------	------------------	-------	---	-----------

●東京都告示第千六百六十四号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、港湾施設の規模を次のとおり変更する。

平成二十六年十二月十二日

東京都知事 外 添 要 一

種類	名称	規 模	所在地	変更年
野積場	品川ふ頭I野積場	八、七二 一・三四 平方メートル	一三、六 港区港南五丁目十一番	平成二十六年
		変更新前		変更新後
		トル	トル	十二月十五日

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年十二月十二日

東京都知事 舩 添 要 一

- 一 申請のあった年月日  
平成二十六年十一月四日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人消費者ネットジャパン
- 三 代表者の氏名  
タン ミッシェル ゲール
- 四 主たる事務所の所在地  
東京都中央区湊一丁目九番六一三〇一号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、消費者に対し、グローバル時代の国際消費者関連情報等を提供するとともに、JISまたはISO等の規格への知識普及および消費者参画を促進する活動を行い、消費者の利益の増進に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日  
平成二十六年十一月二十日

特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人福祉の家

- 三 代表者の氏名  
片山 典子
- 四 主たる事務所の所在地  
東京都杉並区西荻北四丁目三十一番十二号 西荻マンション一階
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、高齢者、障害者、介護福祉ワーカー、地域住民に対して、訪問介護・生活支援等の介護保険法に基づく在宅福祉サービスや、食事サービス、移送サービスなどの地域助け合いに関する事業を行い、高齢者・障害者が地域社会で自立した生活が送れる社会の実現に寄与することを目的とする。さらに、この法人は、介護・福祉の担い手が、より良い介護・福祉を提供するために、情報提供、研修、交流、提言等を行い、働く環境の整備を通して介護・福祉の充実、高齢者・障害者・労働者・地域住民の協同の作業による地域福祉の実現を目的とする。（以上原文のまま掲載）

- 一 申請のあった年月日  
平成二十六年十一月二十日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人ベジライフ協会
- 三 代表者の氏名  
岩溪 寛司
- 四 主たる事務所の所在地  
東京都渋谷区代々木一丁目五十八番七号 ヴェラハイ

ツ代々木八〇三

定款に記載された目的

この法人は現代社会における多くの問題の中から、「環境」「飢餓」「健康」「動物の権利」「アニマルライツ」問題を中心にとり上げ、それら共通の改善策である「菜食文化」「ベジタリアニズム」の提案と普及を目的とする。その結果社会に対するこれらの問題への理解と実質的な問題の改善を期待する活動とする。（以上原文のまま掲載）

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年十二月十二日  
東京都知事 舩 添 要 一

- 一 申請のあった年月日  
平成二十六年十一月十七日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人インパクト・インベストメント・ネットワーク
- 三 代表者の氏名  
西村 一郎（塚本 一郎）
- 四 主たる事務所の所在地  
東京都千代田区神田駿河台二丁目一番地 グローバルフロント七階四〇七E号室

五 定款に記載された目的

国内外のソーシャル・インパクト・ボンド(以下SIBと称する)等社会的インパクト投資に関わる調査研究、開発普及およびそれを生かした社会課題解決のための諸事業を展開する。そのため組織・個人との間でネットワークを構築しながら、日本版SIB等の開発・普及を図り、社会的インパクト投資を活用した若年無業者等の就業支援、障がい者・高齢者の自立支援、生活困窮家庭児童の支援等の社会課題解決に貢献する。あわせて、NPO等社会的セクターの組織評価やプログラム評価、認証制度の開発と実施も行い、評価・認証システムを通じたインパクト投資市場の拡大も推進する。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年十一月十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人REIT Japan

三 代表者の氏名

赤崎 元太

四 主たる事務所の所在地

東京都千代田区麹町四丁目一番地 麹町ダイヤモンドビル六階

五 定款に記載された目的

この法人は、世界各地域において強制退去、暴力、武力紛争及び災害によって脆弱な状況下に置かれた若者のために、彼らまた彼女たちのポスト初等教育へのニーズに対する支援及びそのプログラムの実施・運営を行うこと

とにより、こうした若者に対して教育を通じた保護を提  
供し、彼らまた彼女たちの自立を支援することで、これ  
ら若者自らの参画による社会変革の実現に寄与すること  
を目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年十一月十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人Linked Heart

三 代表者の氏名

田島 優里

四 主たる事務所の所在地

東京都江戸川区東瑞江三丁目五十九番十一号

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者福祉サービス事業を通じ、障害者  
の地域での安定した就業継続をはかり、また障害者をは  
じめとした、高齢者、子どもなど地域のあらゆる人を対  
象とした世代間交流活動を通じて、安心、安定して暮ら  
せる地域の環境社会作りを努め、寄与することを目的と  
する。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年十一月十八日

二 特定非営利活動法人の名称

NPO法人南青山ビューティースクール

三 代表者の氏名

加藤 晃宏

四 主たる事務所の所在地

東京都清瀬市元町二丁目六番十七号

五 定款に記載された目的

この法人は、美容に関する事業を行うことにより、も  
つて女性の社会活動を支援することを目的とする。(以  
上原文のまま掲載)

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一  
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、  
完了した。

平成二十六年十二月十二日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に

含まれる地域の名称

小金井市緑町二丁目三百三十  
五番一

練馬区石神井町二丁目二十  
六番十一号

武蔵野市吉祥寺北町三丁目九  
百三十三番十及び同番十一

一建設株式会社  
代表取締役 堀口 忠美

多摩市永山二丁目一番九

三井不動産レジデンシャル  
株式会社  
代表取締役 藤林 清隆

千代田区大手町一丁目六番  
一号

三菱地所レジデンス株式会  
社  
代表取締役 小野 真路

西東京市北町四丁目千三十八  
番二、同番三、同番五及び同  
番八

立川市錦町二丁目四番三号  
株式会社ライズウエル  
代表取締役 渡邊 裕

小金井市緑町五丁目千九百四十二番四、同番五、同番八の一部、同番九及び同番十二から同番十六まで

小平市天神町一丁目三番八一四〇五号

水谷 トシ

八王子市長沼町千二百二番地二百二十三

水谷 彰

小平市天神町一丁目三番八一四〇五号

岳尾 好江

小金井市緑町五丁目六番二十六号

水谷 益男

小金井市緑町三丁目十番四号

田邊千代子

多摩市東寺方四百九十六番地口号

杉田 平三

多摩市大字和田字十九号千七百十八番九の一部、同番十、大字和田字二十号千七百二十七番一、同番二の一部、同番五、同番五地先、同番六及び千七百二十八番五

西東京市芝久保町四丁目二千四百四十四番百四十一、二千五百四十九番四十九、同番五十の一部及び二千五百五十一番

中央区銀座二丁目六番十六号  
株式会社東銀リアルエステート

代表取締役 澤井 隆

三鷹市牟礼六丁目千九百三十四番三及び同番七

武蔵野市吉祥寺本町一丁目三十一番十一号  
アグレ都市デザイン株式会社

代表取締役 大林 竜一

清瀬市野塩一丁目三百十四番五

埼玉県所沢市小手指町一丁目一番地四  
株式会社住協

代表取締役 安永 久人

清瀬市野塩一丁目三百十五番

埼玉県所沢市小手指町一丁目

一、同番十及び同番十一

目一番地四  
株式会社住協

代表取締役 安永 久人

東村山市秋津町五丁目十番十四の一部

東村山市秋津町五丁目十番地十四  
細山タミ子

調布市富士見町一丁目二十番二十四、二十二番一、同番十六、同番十九から同番二十一まで及び同番二十七

小平市鈴木町一丁目四百七十二番地四十  
誠賀建設株式会社  
代表取締役 加賀美 誠

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 三〇円  
 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区小石川二丁目三番七  
 号  
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 112-0002